

M&A支援事業実施要領 (次世代にツナグM&A加速化支援事業)

(通則)

第1条 M&A支援事業に関し必要な事項は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、秋田県産業労働部新産業創造課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、物価高騰等の経済環境の変化の影響により、廃業等を検討している中小企業者の事業引継ぎやM&Aを契機とした中小企業者の事業の拡大や多角化等を促進し、本県経済の強化を図るため、M&A等に要する経費の一部に対して補助するものである。

(定義)

第3条 この要領において「M&A」とは、Mergers（合併）and Acquisitions（買収）の略称であり、会社法で定める組織再編（合併や会社分割）に加え、株式や事業譲渡を含む各種手法による事業の引継ぎ（譲渡・譲受）をいう。

- 2 この要領において「PMI」とは、Post Merger Integration の略称であり、M&A成立後の一定期間内に行う統合作業をいう。
- 3 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいい、「中小企業」は同法に規定する中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者以外のものをいう。「小規模企業」とは、法第2条第5項に規定するものをいう。
- 4 この要領において「県内中小企業者」とは、前項に規定する中小企業者であって、県内に本店所在地または主たる事業所を有する事業者をいう。

(申請資格)

第4条 補助の対象となる者は、次のすべてを満たす県内中小企業者とする。

- (1) 国税及び地方税に滞納がないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。
 - (3) 補助金等交付申請日、又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
 - (4) 雇用保険適用事業所であること。ただし、従業員を雇用していない小規模企業者にあつては、この限りでない。
 - (5) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
 - (6) 労働保険料を滞納していないこと。
 - (7) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
 - (8) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
 - (9) 令和8年度において、第5条第1項に規定する譲渡型又は譲受型のいずれかの申請をしていないこと。ただし、交付決定の取消しを受けた者又はPMI型により申請しようとする者については、この限りでない。
 - (10) 物価高騰等の経済環境の変化の影響により、令和8年1月以降のいずれかの月の売上高が令和5年から令和7年の同月比で減少していること、又は令和8年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格が令和5年から令和7年の同月比で上昇していること。（支配株主であつて、事業を行っていない個人を除く。）
- 2 株式譲渡により経営資源を譲り渡す場合は、株式譲渡により異動する株式を発行している県内中小企業者（以下、「対象会社」という。）及び1者で対象会社の議決権の過半数を有す

る株主（以下、「支配株主」という。）による共同申請とすることができるものとし、この場合、対象会社及び支配株主は前項のすべてに該当すること。

- 3 親会社が過半数の議決権を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社による共同申請とすることができるものとし、親会社及び子会社は第1項のすべてに該当すること。

（補助対象事業）

第5条 補助金交付の対象となる事業は、次のいずれかの事業とする。

- （1）譲渡型（売り手）

県内中小企業者が行うM&Aに向けた準備や成立に係る手続きであり、仲介契約の締結、企業概要書の作成、相手先探索等

- （2）譲受型（買い手）

M&Aの成立が見込まれる県内中小企業者が第8条第2項（10）に規定する生産性向上計画を立案し、かつ同計画達成の蓋然性が高い取組であるとして認められたM&Aの成立に係る手続きであり、デューデリジェンスの実施、登記変更・許認可取得、仲介契約成功報酬等

- （3）PMI型

令和6年度以降に成立があったM&Aにより事業の一部又は全部を譲り受けた県内中小企業者が行うPMIに係る手続きであり、経営統合や信頼関係構築、業務統合に係る支援等

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。

（補助率及び補助金限度額）

第7条 補助金の額等は、次のとおりとする。

- （1）譲渡型（売り手）

中小企業は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内で、100万円を限度、10万円を下限とする。

小規模企業は前条に規定する補助対象経費の3分の2以内で、100万円を限度、10万円を下限とする。

- （2）譲受型（買い手）

中小企業は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内で、200万円を限度、10万円を下限とする。ただし、補助事業期間内にM&Aの成立が実現しなかった場合、補助金額の2分の1を限度、5万円を下限とする。

小規模企業は前条に規定する補助対象経費の3分の2以内で、200万円を限度、10万円を下限とする。ただし、補助事業期間内にM&Aの成立が実現しなかった場合、補助金額の2分の1を限度、5万円を下限とする。

- （3）PMI型

中小企業は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内で、100万円を限度、10万円を下限とする。

小規模企業は前条に規定する補助対象経費の3分の2以内で、100万円を限度、10万円を下限とする。

（補助事業の申請）

第8条 譲受型、譲渡型およびPMI型に係る事業について補助金を受けようとする者は、別表2に定める各審査会の提出期限日までに、補助金交付申請書（要領様式第1号）により、県に申請するものとする。ただし、「交付決定前着手届」を県に提出した場合は事前着手できるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）事業実施計画書（要領様式第2号）

- （2）収支予算書（要領様式第3号）

- （3）誓約書（要領様式第4号）

(4) 登記簿謄本

(5) 決算書（直近2期分）

※決算書の提出が困難な個人事業主に限り、収受印のある確定申告書の写しをもって代えることができるものとする。

(6) 会社案内等会社の概要がわかるもの

(7) 交付決定前着手届（様式第12号）

(8) 第4条第1項(10)に係る確認書（要領様式第7号）及び、その要件を満たすことを確認することができるもの

(9) PMI型に該当する者として申請する場合は、M&Aにより事業の一部又は全部を譲り受けたことを確認することができるもの

(10) 譲受型に該当する者として申請する場合は、補助事業期間を含む3年間、毎年2%以上の労働生産性を伸ばすことを記載した生産性向上計画書（要領様式第6号）

(11) 第4条第3項に規定する共同申請を行う場合は、親会社と子会社の資本提携に係る状況を確認することができるもの

(12) その他知事が必要と認める書類

（M&A支援事業審査会の設置）

第9条 県は、本事業の実施にあたり、中小企業の財務状況や事業引継ぎ等に知見を有する者等で構成する「M&A支援事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関する事項については、別に定める。

（補助事業の採択、交付決定）

第10条 県は、第8条による申請があったときは、その内容を前条に規定する審査会において審査し、当該申請に係るM&A計画等が適正なものであると認めるときは、補助事業として採択し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。ただし、譲渡型および譲受型の申請が同一の申請者からあった場合には、いずれかの申請に限り、審査をし、交付決定を行うものとする。

2 県は、前項の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（要領様式第7号）により当該交付決定をした県内中小企業者に対し通知するものとする。

（実施期間）

第11条 補助事業の実施期間は、原則として交付決定通知がなされた日以後であって、採択を受けた事業計画の事業開始日から当該年度の2月末日までとする。

2 第8条第2項(7)の交付決定前着手届（様式第12号）を知事に提出した場合の事業実施期間の始期は、前項にかかわらず、着手年月日とする。

（補助事業の進捗管理等）

第12条 補助事業者は、県から事業の進捗について説明等を求められたときは、資料を提供し、進捗について説明し、現地確認に応じなければならない。

2 本事業の譲受型補助金を受領し、M&Aの成立があった者は、補助事業期間を含む3年間、申請者の事業年度終了日から4か月以内に生産性向上計画状況報告書（要領様式第8号）に決算書を添付して、その達成状況を県に報告しなければならない。ただし、決算書の提出が困難な個人事業主に限り、収受印のある確定申告書の写しをもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、交付要綱第8条に基づき、事業計画の完了した日から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第14号）に必要な書類を添付して、県に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書（様式第15号）

(2) 収支精算書（様式第16号）

(3) 事業の成果報告に係る資料等

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受ける場合において、請求書（要領様式第9号）を県に提出するものとする。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いにあたって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後5年間保存するものとし、県の求めがあった場合は、その内容を開示しなければならない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は新産業創造課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別 表 1（補助対象経費）

費 用 区 分	内 容
謝金	補助対象事業を実施するために必要な謝金として、専門家等に支払われる経費をいう。 ※専門家は、士業及び大学博士・教授等に限る。
旅費	補助対象事業を実施するために必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費）をいう。 ※実費扱いとし、支給対象者は、事業従事者（本人及び従業員）及び事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等とする。
委託費	補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費をいう。 ※（例）F A（ファイナンシャル・アドバイザー）・仲介契約着手金、月額報酬、成功報酬、企業概要書作成費用、デューデリジェンス費用、最終契約書作成費用、不動産鑑定評価費用、定款変更等登記費用、社内研修費用、M&A 実行に伴うデータ引継・照合作業等の業務委託費 等
許認可等取得関連費	許認可や公的認証等の取得に要する経費をいう。
使用料及び賃借料	打合せ等のための会場使用や、マッチングプラットフォームへの登録及び利用等に要する経費をいう。
保険料	M & A 取引において、表明保証条項に違反する事実が発生した場合の経済損害を補償することを目的とした「表明保証保険」の保険料として支払われる経費をいう。
その他経費	上記経費の他、県が特に必要と認める経費をいう。

注）各経費に含まれる消費税及び地方消費税、委託契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費は、補助の対象外とする。ただし、物品・不動産等の物的資産のみの売買は事業譲渡に該当しない。

別 表 2（補助事業の申請）

審 査 会	申 請 書 類 の 提 出 期 限 日
第 1 回（令和 8 年 6 月開催）	令和 8 年 5 月 29 日（金）（全型）
第 2 回（令和 8 年 9 月開催）	令和 8 年 8 月 31 日（月）（譲渡型・PMI 型）
第 3 回（令和 8 年 10 月開催）	令和 8 年 9 月 30 日（水）（譲受型）
第 4 回（令和 8 年 11 月開催）	令和 8 年 10 月 30 日（金）（全型）
第 5 回（令和 8 年 12 月開催）	令和 8 年 11 月 30 日（月）（全型）
第 6 回（令和 9 年 1 月開催）	令和 8 年 12 月 25 日（金）（全型）
第 7 回（令和 9 年 1 月開催）	令和 9 年 1 月 15 日（金）（全型）